



(改正前)	(改正後)
<p>(6) <u>30年を超える期間</u> 1年につき100分の120</p> <p>2 前項に規定する者 _____ に対する退職手当の基本額は、<u>同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>勤続期間10年以下の者</u> 100分の60</p> <p>(2) <u>勤続期間10年を超え15年以下の者</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>勤続期間15年を超え20年未満の者</u> 100分の90</p> <p>3 <u>第1項の規定により計算した退職手当の基本額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</u> (整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第10条 <u>事業活動の縮小により剰員が生じ、又はその他業務上やむを得ない場合により退職した者、定年に達したことにより退職した者その他これらに準ずる事由により退職した者であって細則で定めるもの、死亡した者であってこれに準ずるものとして細則で定めるもの及び業務上の傷病若しくは通勤による傷病によりその職に堪えずして退職し、又は業務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であって細則で定めるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>10年以下の期間</u> 1年につき100分の150</p> <p>(2) <u>10年を超え15年以下の期間</u> 1年につき100分の165</p> <p>(3) <u>15年を超え20年以下の期間</u> 1年につき100分の205</p> <p>(4) <u>20年を超え25年以下の期間</u> 1年につき100分の190</p> <p>(5) <u>25年を超え30年以下の期間</u> 1年</p>	<p><u>31年以上の期間</u></p> <p>(以下この項において「自己都合等退職者」という。) <u>自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項 _____</u></p> <p><u>1年以上10年以下の者</u></p> <p><u>11年以上15年以下の者</u></p> <p><u>16年以上19年以下の者</u></p> <p>3 削除</p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第10条 <u>次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、第33項から第5項までに規定するその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>定年により退職した者</u></p> <p>(2) <u>就業規則第47条第2項第4号の規定により退職した者</u></p> <p>(3) <u>業務上の傷病又は死亡により退職した者のうち細則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>通勤による傷病又は死亡により退職した者のうち細則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>その者の事情によらないで引き続いて</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>につき100分の185</p>	<p>勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの</p>
<p>(6) 30年を超え32年以下の期間 1年につき100分の110</p>	<p>(6) 第12条の2第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p>
<p>(7) 32年を超える期間 1年につき100分の100</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち勤続期間が10年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」とし、勤続期間が10年を超え20年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の165」とあるのは「100分の137.5」と、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。</p>	<p>2 前項の規定は、傷病(業務上の傷病及び通勤による傷病を除く。)を事由とする休職期間の満了により退職し、死亡(業務上の死亡及び通勤による死亡を除く。)により退職し(細則で定めるものに限る。)、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p>
<p>3 前2項の規定は、傷病(業務上の傷病及び通勤による傷病を除く。)を事由とする休職期間の満了により退職した者又は死亡した者(業務上死亡した者及び通勤により死亡した者を除く。)であって細則で定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。</p>	<p>3 第5項の規定に該当する場合を除くほか、第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105</p>
<p>4 第1項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p>	<p>4 勤続期間が1年以上10年以下である者における前項の適用については、同項第1号中「1年につき100分の150」とあるのは「1年につき100分の100」とする。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>5 勤続期間が11年以上24年以下である者における第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</p>

(改正前)	(改正後)
	<p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第10条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前2条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</p> <p>イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項各号に規定する在職期間に対する退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期</p>



(改正前)			(改正後)		
					との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
			第10条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が

(改正前)			(改正後)		
					1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
					退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
			第10条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	
			第10条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由

(改正前)			(改正後)		
					<p>により退職したものと し、かつ、その者の同日 までの勤続期間及び特 定減額前給料月額を基 礎として、前2条の規定 により計算した場合の 退職手当の基本額に相 当する額</p>
			<p>(業務又は通勤によることの認定の基準)</p> <p>第10条の4 理事長は、退職の理由となつた傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。</p>		
			<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第10条の5 第9条及び第10条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p>		
			<p>2 その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、この規程の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがある場合(細則で定める場合に限る。)であつて、現に支給を受けた退職手当の基本額の当該退職手当に係る退職日給料月額に対する割合(この規程に基づく一般の退職手当の支給を受けたことが2回以上ある場合にあつては、現に支給を受けたそれぞれの退職手当の基本額の当該退職手当に係る退職日給料月額に対する割合の合計をいう。以下、「過去の支給割合」という。)と、この退職における第9条及び第10条の規定により計算した退職手当の基本額の退職日給料月額</p>		

(改正前)			(改正後)		
			<p>に対する割合の合計が47.709を超えると きは,前項中「47.709」とあるのは「47.709 から過去の支給割合を控除した割合」と 読み替えるものとする。</p>		
			<p>第10条の6 第10条の2第1項の規定によ り計算した退職手当の基本額が次の各号 に掲げる同項第2号イに掲げる割合(以 下,「特定減額前支給割合」という。)の 区分に応じ当該各号に定める額を超える ときは,同項の規定にかかわらず,当該各 号に定める額をその者の退職手当の基本 額とする。</p>		
			<p>(1) 47.709以上 特定減額前給料月額に 47.709を乗じて得た額</p>		
			<p>(2) 47.709未満 特定減額前給料月額に 特定減額前支給割合を乗じて得た額及び 退職日給料月額に47.709から当該割合を 控除した割合を乗じて得た額の合計額</p>		
			<p>2 その者の職員としての引き続いた在職 期間の初日の前日以前において,この規 程の規定による一般の退職手当の支給を 受けたことがある場合(細則で定める場 合に限る。)であつて,過去の支給割合と この退職における第9条の2第1項第2 号アに掲げる割合の合計が47.709を超 えるときは,前項中「同項第2号イに掲げる 割合(以下,「特定減額前支給割合」とい う。)の区分に応じ」とあるのは「同項第 2号イに掲げる割合(以下,「特定減額前 支給割合」という。)と過去の支給割合の 合計の区分に応じ」と,同項第1号中 「47.709を乗じて」とあるのは「47.709か ら過去の支給割合を控除した割合を乗じ て」と,同項第2号中「当該割合」とある のは「当該割合と過去の支給割合の合計」 と読み替えるものとする。</p>		
			<p>第10条の7 第10条の3に規定する者に対 する前2条の規定の適用については,次 の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。</p>		
			読み替える 規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
			第10条の5 第1項	第9条及び 第10条	第10条の3 の規定に

(改正前)			(改正後)	
		_____		より読み替えて適用する第10条
	_____	_____	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	_____	_____	これらの	第10条の3の規定により読み替えて適用する第

(改正前)			(改正後)		
			第10条の5 第2項	第9条及び 第10条	10条の 第10条の3 の規定に より読み 替えて適 用する第 10条
				退職日給料 月額	退職日給料 月額及び 退職日給 料月額に 退職の日 において 定められ ているそ の者に係 る定年と 退職の日 における その者の 年齢との 差に相当 する年数1 年につき 100分の3 (退職の日 において 定められ ているそ の者に係 る定年と 退職の日 における その者の 年齢との 差に相当 する年数 が1年で ある職員 にあつて は、100分 の2)を乗 じて得た 額の合計 額
			第10条の6	第10条の2	第10条の3





(改正前)			(改正後)		
		_____			の2)を乗じて得た額の合計額
	_____	_____		第10条の2第1項第2号イ	第10条の3の規定により読み替えて適用する第10条の2第1項第2号イ
	_____	_____		及び退職日 給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつて





(改正前)	(改正後)
	<p>給を受けたことが2回以上ある場合にあつては、現に支給を受けたそれぞれの退職手当の調整額の合計をいう。第2号において同じ。)における基礎在職期間の初日の属する月から当該基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職月等のうち細則で定めるものを除く。)</p> <p>イ この退職における基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職月等のうち細則で定めるものを除く。)</p>
<p>(退職手当の額に係る特例)</p> <p>第12条 第10条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第7条、第10条_____及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270</p> <p>(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360</p> <p>(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450</p> <p>(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540</p>	<p>(2) 現に支給を受けた退職手当の調整額 _____, 第10条の2</p> <p>勤続期間1年の者 100分の360</p> <p>勤続期間2年の者 100分の450</p> <p>勤続期間3年以上の者 100分の540</p> <p>(4) 削除</p>
	<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第12条の2 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集を行うことができる。</p> <p>2 理事長は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</p> <p>(1) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</p> <p>(2) 募集する人数</p>

(改正前)	(改正後)
_____	<u>(3) 募集の期間</u>
_____	<u>(4) 募集の対象となるべき職員の範囲</u>
_____	<u>(5) 募集実施要項の内容を周知させるた</u>
_____	<u>めの説明会を開催する予定があるときは、その旨</u>
_____	<u>(6) 第9項の規定による応募(以下この</u>
_____	<u>条において単に「応募」という。)又は応募</u>
_____	<u>の取下げに係る手続</u>
_____	<u>(7) 第12項の規定による通知の予定時期</u>
_____	<u>(8) 第7項に規定する時点で募集の期間</u>
_____	<u>が満了するものとするときは、その旨及び</u>
_____	<u>同項に規定する応募上限数</u>
_____	<u>(9) 募集に関する問合せを受けるための</u>
_____	<u>連絡先</u>
_____	<u>(10) その他細則で定める事項</u>
_____	<u>3 理事長は、募集実施要項に前項第4号</u>
_____	<u>に掲げる職員を記載するときは、当該職員</u>
_____	<u>の範囲に含まれる職員の数が募集をする</u>
_____	<u>人数に1を加えた人数以上となるよう</u>
_____	<u>にしなければならない。</u>
_____	<u>4 理事長は、募集実施要項に募集の期間</u>
_____	<u>を記載するときは、その開始及び終了の</u>
_____	<u>年月日時を明らかにしてしなければならない。</u>
_____	<u>5 理事長は、募集の目的を達成するため</u>
_____	<u>必要があると認めるときは、募集の期間</u>
_____	<u>を延長することができる。</u>
_____	<u>6 理事長は、前項の規定により募集の期</u>
_____	<u>間を延長した場合には、直ちにその旨及び</u>
_____	<u>延長後の募集の期間の終了の年月日時</u>
_____	<u>を当該募集の対象となるべき職員に周知</u>
_____	<u>しなければならない。</u>
_____	<u>7 理事長が募集実施要項に募集の期間の</u>
_____	<u>終了の年月日時が到来するまでに応募を</u>
_____	<u>した職員の数が募集をする人数以上の一</u>
_____	<u>定数(以下この項において「応募上限数」</u>
_____	<u>という。)に達した時点で募集の期間は満</u>
_____	<u>了するものとする旨及び応募上限数を記</u>
_____	<u>載している場合には、応募をした職員の</u>
_____	<u>数が応募上限数に達した時点で募集の期</u>
_____	<u>間は満了するものとする。</u>
_____	<u>8 理事長は、前項の規定により募集の期</u>
_____	<u>間満了した場合には、直ちにその旨を</u>
_____	<u>当該募集の対象となるべき職員に周知し</u>
_____	<u>なければならない。</u>
_____	<u>9 次に掲げる者以外の職員は、細則で定</u>
_____	<u>めるところにより、募集の期間中いつで</u>



(改正前)	(改正後)
	<p>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</p>
	<p>12 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。</p>
	<p>13 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、細則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</p>
	<p>14 理事長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第16項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、細則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、業務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</p>
	<p>15 理事長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、細則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</p>
	<p>16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</p>
	<p>(1) 懲戒解雇等決定を受けて退職したとき。</p>
	<p>(2) 第21条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</p>

(改正前)	(改正後)
	<p>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)</p> <p>(4) 就業規則第65条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。</p>
<p>附 則</p>	
	<p>3 当分の間、退職手当の基本額は第9条から第10条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第12条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。</p>
	<p>4 当分の間、第10条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第10条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第9条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第4項」とする。</p>
	<p>5 前項の規定は教員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p>
	<p>6 公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程附則第8項の規定による又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>
	<p>7 当分の間、第10条第1項第6号に掲げる者に対する第10条の3及び第10条の7の規定の適用については、第10条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則の一部を改正する規程(2025年3月規</p>

(改正前)	(改正後)	
	<p>程第 号) による改正前の公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則 (2019年4月1日規程第44号。以下「2024年度旧就業規則」という。) 第43条第2項に掲げる職員に相当する職員にあつては60歳とし、2024年度旧就業規則第43条第1項に掲げる職員にあつては65歳とし、2024年度旧就業規則第43条第3項に掲げる職員にあつては同項で定める年齢とする。) に達する日」と、第10条の3の表第10条第1項の項、第10条の2第1項第1号の項及び第10条の2第1項第2号の項並びに第10条の7の表第10条の5の項、第10条の6第1項第1号の項及び第10条の6第1項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(2024年度旧就業規則第43条第2項に掲げる職員に相当する職員にあつては60歳とし、2024年度旧就業規則第43条第1項に掲げる職員にあつては65歳とし、2024年度旧就業規則第43条第3項に掲げる職員にあつては同項で定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> <p>8 当分の間、第10条第1項第6号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(細則で定める者を除く。)に対する第10条の3及び第10条の7の規定の適用については、第10条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第10条第1項の項、第10条の2第1項第1号の項及び第10条の2第1項第2号の項並びに第10条の7の表第10条の5の項、第10条の6第1項第1号の項及び第10条の6第1項第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。</p>	
	2024年度旧就業規則第43条第2	60歳

(改正前)		(改正後)	
		<u>項に掲げる職員</u>	
		<u>に相当する職員</u>	
		<u>教員</u>	<u>65歳</u>
		<p>9 当分の間、第10条第1項（第1号、第5号を除く。）に規定する者に対する第10条の3の規定の適用及び第12条の2の規定の適用については、第10条の3本文及び第12条の2第1項中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第10条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第12条の2第1項中「定年」とあるのは、「定年前」である場合を除き、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
		<p>10 当分の間、第10条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第8項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第10条の3及び第10条の7の規定の適用については、第10条の3の表第10条第1項の項、第10条の2第1項第1号の項及び第10条の2第1項第2号の項並びに第10条の7の表第10条の5の項、第10条の6第1項第1号の項及び第10条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第8項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	
		<p>11 当分の間、第10条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第8項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第10条の3及び第10条の7の規定の適用については、第10条の3の表第10条第1項の項、第10条の2第1項第1号の項及び第10条の2第1項第2号の項並び</p>	

(改正前)	(改正後)
	<u>に第10条の7の表第10条の5の項、第10条の6第1項第1号の項及び第10条の6第1項第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年3月31日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(退職手当に関する経過措置)
- 2 職員が2025年3月31日に新制度適用職員(職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより、この規程による改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の退職手当に関する規程(以下「2024年度改正退職手当規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。)として2024年度改正退職手当規程第10条第1項若しくは第2項又は附則第4項の規定により退職した場合において、その者が2024年3月31日にこの規程による改正前の公立大学法人神戸市看護大学職員の退職手当に関する規程(以下「2024年度改正前退職手当規程」という。)第10条第1項又は第3項の規定により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額(他の職員との均衡を考慮して理事長が別に定める者については理事長が定める給料月額に相当する額)を基礎として、2024年度改正前退職手当規程第10条及び附則第3項の規定により計算した退職手当の基本額が、2024年度改正退職手当規程第10条から第10条の7まで及び附則第3項から附則第11項までの規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額とする。